

資料1

美術史学会より全国美術館会議へのアピール

平成13年5月25日

文部科学省の科学研究費（科研費）は、我国の学問研究の基礎をなす補助金であり、平成13年度予算額で、1600億円になんなんとするは、ご承知のとおりです。美術史学会におきましても、相当数の会員が、これまでも、その補助金を受けて、各種の調査・研究を進めております。

ところが、貴会議に参加しておられる全国各美術館の学芸員には、科研費を代表者として申請する資格が、認められておりません。現在、美術史学会員2300名あまりのうち、代表者として科研費の申請が可能で、国公立大学所属の研究者は、概算で、およそ700名ほど、美術館・博物館所属の会員は、やはり概算で、500名ほどおられますので、学生などを除く半数近い会員の方が、科研費の代表申請ができない状況にあります。

永年にわたって、この問題を放置してきた責任は、当学会にもあります。ただ、展覧会を企画し、開催するなど、美術館学芸員の業務に対して、科研費の代表申請が認められるべきであることは、当学会常任委員会におきましても、共通の認識となっております。また、各学会より提出の名簿に基づいて科研費の審査委員を文部科学省などに推薦している日本学術会議におきましても、当学会より同会議芸術学研究連絡委員会（芸研連）に対し、美術館・博物館学芸員に申請資格がないことを報告し、善処かたを要望した結果、歴史学・考古学などの専攻の方々も博物館学芸員として多数勤務されている現状に鑑みて、心理学・社会福祉・文化人類学・民俗学など、種々の分野からの共同の要請としてこの問題を取り上げ、文部科学省にアピールを行うという状況になっております。

科研費は、私的な財団の助成金とは異なり、公的な性格のものであります。学芸員がその代表申請の資格を有することは、美術館それ自体も、研究機関として公的に認知されるということの意味しております。もし科研費により、展覧会のための調査研究のみならず、作品の収集展示の経費をも得ることができるようになれば、美術館活動の可能性は、さらに拡大するものと存じます。

当学会では、今年度から、美術館・博物館学芸員の方々の科研費代表申請資格取得を最重点課題として、日本学術会議にも要望し、文部科学省にも働きかけてゆく所存です。また、既に「科研費対策小委員会（仮称）」を貴会議会員館の館員の方々をも含めて発足させており、平成13年度からは正式の小委員会とし、運動してゆきたいと考えておりますので、是非とも、貴会議におかれましても、科研費の代表申請資格の件につき論議を深められるとともに、当学会と共同歩調をとって、資格獲得に向け、努力していただければと存じます。

美術史学会代表委員 小川裕允
西支部代表委員 錦織亮介
常任委員会 委員一同